

議案第 122 号大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第 122 号「大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明します。

資料の 2 ページをお願いします。

改正趣旨について、現在市が借り上げている都市再生住宅のうち、今回 1 戸が退去されたことにより用途廃止し、戸数の変更を行うため、条例の一部改正を行うものです。

改正内容について、戸数を 21 戸から 20 戸に変更するものです。

3 ページをお願いします。

条例の改正部分について、第 2 条の戸数を 21 戸から 20 戸に改めるものです。施行日は令和 8 年 11 月 1 日を予定しております。

4 ページをお願いします。

都市再生住宅の概要についてご説明します。

大津駅西地区都市再生住宅は、大津駅西第一土地区画整理事業の施行に伴い、住宅に困窮する者に対応するため、事業区域内の民間事業者が建築した共同住宅を市が借り上げ、供給しているものです。

所在地について、大津市御幸町 1 番 9 号、株式会社アーサスより現在、全 35 戸中 21 戸を借り上げており、今般の退去に伴い、令和 8 年 8 月末現在の入居戸数は 20 戸となります。

平成 25 年 3 月に管理を開始し、共益費を含む借り上げ費用は年間で 2 千 517 万 7 千 2 百円となっております。

5 ページをお願いします。

場所について、地図のとおり J R 大津駅の西側、当該区画整理事業のエリア内にあります。

6 ページをお願いします。

都市再生住宅の管理期間について、借り上げ開始から 20 年間、令和 15 年 2 月末までとしておりますが、国土交通省の通知や賃貸人との賃貸借契約において、管理期間 10 年を経過し、入居者がなく、将来保有する必要がないものについては、その用途を廃止することができます。このことから、令和 4 年度、5 年度及び 6 年度にも管理戸数を減じる条例改正を行っております。

今般、さらに入居者 1 名が退去することとなり、空き住戸 1 戸について都市再生住宅としての用途を廃止し、賃貸人へ返還することとなりました。

なお、返還する空き住戸については、今後一般向けに賃貸される予定です。
このことに伴い、借上費用は 111 万 9 千円減少することとなります。
説明は以上でございます。